

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		2,314,087
	01 返還金	2,310,756
	02 利子収入	3,299
	03 契約違約金	32
02 繰入金		166,301
	01 一般会計繰入金	166,301
03 諸収入		11
	01 都預金利子	10
	02 雑入	1
04 繰越金		416,601
	01 繰越金	416,601
歳 入 合 計		2,897,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 貸付費		2,897,000
	01 貸付費	2,897,000
歳 出 合 計		2,897,000

## 令和8年度東京都心身障害者扶養年金会計予算

## 予 算 総 則

令和8年度東京都心身障害者扶養年金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,078,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

## 第1号 歳入歳出予算

## 歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 財産収入		171,250
	01 財産運用収入	171,250
02 繰入金		2,906,744
	01 基金繰入金	2,906,744
03 諸収入		5
	01 都預金利子	4
	02 雑入	1
04 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		3,078,000

## 歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 扶養年金費		3,078,000
	01 扶養年金費	3,078,000
歳 出 合 計		3,078,000

令和8年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計予算

予算総則

令和8年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,871,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(都債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	事業収入	4,825,698
	01 公債費負担金	4,825,698
02	繰入金	1,282,478
	01 繰入金	1,282,478
03	諸収入	3,824
	01 都預金利子	3,823
	02 雑入	1
04	都債	30,759,000
	01 都債	30,759,000
歳 入 合 計		36,871,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	貸付等事業費	36,871,000
	01 貸付等事業費	36,871,000
歳 出 合 計		36,871,000

第2号 都債

（単位 千円）

(1) 起債の目的及び起債限度額		
番号	起債の目的	起債限度額
1	貸付等事業費	30,759,000

(2) 起債の方法  
証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。  
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

(3) 利率  
年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

(4) 償還の方法  
起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

(5) その他  
ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。  
イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。  
ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。  
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。  
エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。  
オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するため必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

令和8年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算

予算総則

令和8年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ367,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	事業収入	329,100
	01 貸付金元利収入	329,000
	02 契約違約金	100
02	繰入金	12,000
	01 一般会計繰入金	12,000
03	諸収入	1
	01 都預金利子	1
04	繰越金	25,899
	01 繰越金	25,899
歳 入 合 計		367,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	助成費	367,000
	01 助成費	367,000
歳 出 合 計		367,000

令和8年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算

予 算 総 則

令和8年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

## 第1号 歳入歳出予算

## 歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	事業収入	5,001
	01 貸付金元金収入	5,000
	02 契約違約金	1
02	繰入金	997
	01 一般会計繰入金	997
03	諸収入	1
	01 都預金利子	1
04	繰越金	45,001
	01 繰越金	45,001
歳 入 合 計		51,000

## 歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	助成費	51,000
	01 助成費	51,000
歳 出 合 計		51,000

## 令和8年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算

## 予 算 総 則

令和8年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	事業収入	841
	01 貸付金元金収入	840
	02 契約違約金	1
02	繰入金	997
	01 一般会計繰入金	997
03	諸収入	1
	01 都預金利子	1
04	繰越金	46,161
	01 繰越金	46,161
歳 入 合 計		48,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	助成費	48,000
	01 助成費	48,000
歳 出 合 計		48,000

令和8年度東京都と場会計予算

予 算 総 則

令和8年度東京都と場会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,791,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

## 第1号 歳入歳出予算

## 歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	使用料及手数料	1,381,497
	01 使用料	1,381,253
	02 手数料	244
02	繰入金	4,702,000
	01 一般会計繰入金	4,702,000
03	諸収入	59,502
	01 都預金利子	62
	02 物品売払代金	1
	03 雑入	59,439
04	都債	1,648,000
	01 都債	1,648,000
05	繰越金	1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		7,791,000

## 歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	と場事業費	7,791,000
	01 と場事業費	7,791,000
歳 出 合 計		7,791,000

第2号 債務負担行為 (工事請負契約及び物件購入契約等)

番号	事項	期間	限度額
1	と場施設建物清掃委託	令和9年度～令和10年度	53,956
2	と場施設維持更新に伴う調査設計等委託	令和9年度	68,337
3	水処理センター処理設備改修工事	令和9年度～令和10年度	563,460
合 計			685,753

第3号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額		
番号	起債の目的	起債限度額
1	と場事業費	1,648,000

(2) 起債の方法  
証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。  
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

(3) 利率  
年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

(4) 償還の方法  
起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

(5) その他  
ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。  
イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。  
ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。  
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。  
エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。  
オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するため必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

令和8年度東京都都営住宅等事業会計予算

予 算 総 則

令和8年度東京都都営住宅等事業会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ194,971,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為（工事請負契約）」による。

（都債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

（単位 千円）

科 目		金 額
款	項	
01	分担金及負担金	532,948
	01 負担金	532,948
02	使用料及手数料	69,823,822
	01 使用料	69,823,472
	02 手数料	350
03	国庫支出金	39,379,736
	01 国庫負担金	38,881,343
	02 国庫補助金	498,393
04	財産収入	2,905,796
	01 財産運用収入	2,905,796
05	繰入金	28,912,285
	01 一般会計繰入金	26,839,294
	02 特別会計繰入金	1,900,000
	03 公営企業会計繰入金	172,991
06	諸収入	5,695,412
	01 都預金利子	50
	02 受託事業収入	642,540
	03 雑入	5,052,822

科 目		金 額
款	項	
07	都債	47,721,000
	01 都債	47,721,000
08	繰越金	1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		194,971,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	都営住宅等事業費	194,971,000
	01 都営住宅等事業費	194,971,000
歳 出 合 計		194,971,000

第2号 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
01	都営住宅等事業費		22,944,000
	01 都営住宅等事業費		22,944,000
		1 住宅管理事業	2,412,000
		2 住宅建設事業	20,532,000

第3号 債務負担行為（工事請負契約）

番号	事項	期間	限度額
1	都営住宅等営繕工事	令和9年度～令和10年度	1,680,728
2	公営住宅建設工事	令和9年度～令和12年度	64,452,873
3	都営住宅耐震改修工事	令和9年度	321,200
4	地域開発整備事業併存施設建設工事	令和9年度～令和11年度	2,997,829
合 計			69,452,630

第4号 都債

（単位 千円）

(1) 起債の目的及び起債限度額		
番号	起債の目的	起債限度額
1	都営住宅等事業費	47,721,000

(2) 起債の方法  
証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。  
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

(3) 利率  
年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

(4) 償還の方法  
起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることができる。

(5) その他  
ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。  
イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。  
ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。  
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。  
エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。  
オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

令和8年度東京都都営住宅等保証金会計予算

予算総則

令和8年度東京都都営住宅等保証金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入10,427,000千円、歳出2,579,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	保証金収入	918,000
	01 住宅保証金収入	717,000
	02 定期借地権保証金収入	201,000
02	繰入金	1,892,000
	01 都営住宅等事業会計繰入金	1,892,000
03	諸収入	22,000
	01 住宅保証金利子収入	7,000
	02 定期借地権保証金利子収入	15,000
04	繰越金	7,595,000
	01 繰越金	7,595,000
歳 入 合 計		10,427,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	返還金	679,000
	01 住宅保証金返還金	678,000
	02 定期借地権保証金返還金	1,000
02	繰出金	1,900,000
	01 繰出金	1,900,000
歳 出 合 計		2,579,000

歳入歳出差引残額 7,848,000千円

令和8年度東京都都市開発資金会計予算

予 算 総 則

令和8年度東京都都市開発資金会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,352,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

（都債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

（単位 千円）

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	2,331,114
	01 財産運用収入	90,130
	02 財産売却収入	2,240,984
02	繰入金	20,250
	01 一般会計繰入金	20,250
03	諸収入	635
	01 都預金利子	635
04	都債	1,000,000
	01 都債	1,000,000
05	繰越金	1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		3,352,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	用地費	3,352,000
	01 用地費	3,352,000
歳 出 合 計		3,352,000

第2号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法	
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	(3) 利率	普通貸借の方法により政府から起債する。
1	都市開発用地費	1,000,000	年8.5%以内	
			(4) 償還の方法	政府の定める条件により償還する。 繰上償還をすることがある。
			(5) その他	起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

令和8年度東京都用地会計予算

予 算 総 則

令和8年度東京都用地会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,068,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、物件購入契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為(物件購入契約等)」による。

(都債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4号都債」による。

## 第1号 歳入歳出予算

## 歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	1,379,413
	01 財産運用収入	1
	02 財産売却収入	1,379,412
02	繰入金	256,000
	01 一般会計繰入金	256,000
03	諸収入	2,309
	01 都預金利息	2,309
04	都債	8,406,000
	01 都債	8,406,000
05	繰越金	2,024,278
	01 繰越金	2,024,278
歳 入 合 計		12,068,000

## 歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	用地費	12,068,000
	01 用地買収費	12,068,000
歳 出 合 計		12,068,000

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
01 用地費			152,000
	01 用地買収費		152,000
		1 公共用地先行取得	152,000

第3号 債務負担行為(物件購入契約等)

番号	事項	期間	限度額
1	諸用地先行取得事務に関する測量委託	令和9年度	29,139

第4号 都債

（単位 千円）

(1) 起債の目的及び起債限度額		
番号	起債の目的	起債限度額
1	公共用地先行取得費	8,406,000

(2) 起債の方法  
証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。  
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

(3) 利率  
年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

(4) 償還の方法  
起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

(5) その他  
ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。  
イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。  
ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。  
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。  
エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。  
オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するため必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

令和8年度東京都公債費会計予算

予算総則

令和8年度東京都公債費会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,074,557,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為（損失補償及び保証契約等）」による。

（都債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	5,270,798
	01 財産運用収入	5,270,798
02	繰入金	814,202,247
	01 繰入金	814,202,247
03	諸収入	79,955
	01 都預金利子	722
	02 雑入	79,233
04	都債	255,004,000
	01 都債	255,004,000
歳 入 合 計		1,074,557,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	公債費	1,074,557,000
	01 公債費	1,074,557,000
歳 出 合 計		1,074,557,000

第2号 債務負担行為 (損失補償及び保証契約等)

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	東京都公債の元金支払事務等の取扱契約	令和 8 年度～令和 48 年度	—

第3号 都債

（単位 千円）

（1）起債の目的及び起債限度額		
番号	起債の目的	起債限度額
1	一般会計借換資	223,790,000
2	都営住宅等事業会計借換資	31,214,000
合計		255,004,000

（2）起債の方法  
証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。  
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

（3）利率  
年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

（4）償還の方法  
起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

（5）その他  
ア（1）に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。  
イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、（1）の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。  
ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。  
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。  
エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。  
オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するため必要があるときは、（1）に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

令和8年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算

予算総則

令和8年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入2,105,374千円、歳出803,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	使用料及手数料	2
	01 手数料	2
02	繰入金	600,962
	01 公営企業会計繰入金	600,962
03	諸収入	52
	01 都預金利子	18
	02 雑入	34
04	繰越金	1,504,358
	01 繰越金	1,504,358
歳 入 合 計		2,105,374

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	臨海都市基盤整備費	803,000
	01 臨海都市基盤整備費	803,000
歳 出 合 計		803,000

歳入歳出差引残額 1,302,374千円

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
01	臨海都市基盤整備費		89,000
	01 臨海都市基盤整備費		89,000
		1 臨海都市基盤整備	89,000

## 令和8年度東京都工業用水道事業清算会計予算

## 予 算 総 則

令和8年度東京都工業用水道事業清算会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,104,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

## 第1号 歳入歳出予算

## 歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 使用料及手数料		1
	01 手数料	1
02 財産収入		2
	01 財産運用収入	1
	02 財産売却収入	1
03 繰入金		8,103,000
	01 一般会計繰入金	8,103,000
04 諸収入		997
	01 都預金利子	5
	02 受託事業収入	1
	03 雑入	991
歳 入	合 計	8,104,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	工業用水道事業清算費	8,104,000
	01 工業用水道事業清算費	8,104,000
歳 出 合 計		8,104,000

令和8年度東京都中央卸売市場会計予算

(総則)

第1条 令和8年度東京都中央卸売市場会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間取扱数量及び金額

水産物	482,000 t	5,903億円
青果物	1,670,000 t	8,016億円
畜産物	83,000 t	1,242億円
花き	1,115,000千本	856億円

2 使用料徴収対象面積

卸売業者売場	152,808㎡
仲卸業者売場	39,652㎡
事務所	116,513㎡
その他	385,939㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 市場事業収益	23,509,000千円
第1項 営業収益	17,409,080千円
第2項 営業外収益	6,099,920千円
収入合計	23,509,000千円

支出

第1款 市場事業費	78,662,000千円
第1項 営業費用	35,597,805千円
第2項 営業外費用	1,529,791千円
第3項 特別損失	41,533,404千円
第4項 予備費	1,000千円
支出合計	78,662,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額143,823,000千円は、損益勘定留保資金)

その他で補てんするものとする。）

収入

第1款 市場資本的収入	283,000千円
第1項 国庫補助金	283,000千円
収入合計	283,000千円

支出

第1款 市場資本的支出	144,106,000千円
第1項 建設改良費	6,137,457千円
第2項 企業債償還金	80,950,000千円
第3項 投資	57,009,000千円
第4項 国庫補助金返納金	9,543千円
支出合計	144,106,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市場管理運営事業	令和9年度～令和11年度	6,684,000千円
市場施設の撤去	令和9年度	24,000千円
中央卸売市場経営強靱化推進事業	令和9年度	86,000千円
旧築地市場存置物撤去等経費	令和9年度～令和16年度	97,738,000千円
旧築地市場地下駐車場アスベスト対策工事	令和9年度	597,000千円
市場建設改良事業	令和9年度～令和10年度	24,428,000千円
合 計		129,557,000千円

（他会計からの補助金）

第6条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は3,171,000千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第7条 たな卸資産の購入限度額は31,000千円と定める。

令和8年度東京都都市再開発事業会計予算

（総則）

第1条 令和8年度東京都都市再開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

主要な建設改良事業

施設建築物工事	3,400,291千円
公共施設工事	18,075千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 都市再開発事業収益	311,668千円
第1項 営業外収益	311,668千円
収入合計	311,668千円

支出

第1款 都市再開発事業費用	10,000千円
第1項 営業外費用	10,000千円
支出合計	10,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。）

収入

第1款 資本的収入	7,274,997千円
第1項 一般会計負担金	420千円
第2項 公営企業会計負担金	3,800,512千円
第3項 国庫補助金	1,300,994千円
第4項 長期借入金	1,265,857千円
第5項 雑収入	907,214千円
収入合計	7,274,997千円

支出

第1款 資本的支出	7,275,000千円
第1項 都市再開発事業費	7,269,597千円

第2項 国庫補助金返還金	5,403千円
支出合計	7,275,000千円

令和8年度東京都臨海地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度東京都臨海地域開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 埋立地の処分	処分面積	2,576㎡
2 埋立地の貸貸	貸付面積	1,631,383㎡
3 主要な建設改良事業		
埋立地造成事業		2,824,000千円
環境整備事業		21,000千円
道路橋梁整備事業		1,000千円
埋立改良事業		4,462,000千円
臨海副都心建設事業		2,412,000千円
臨海副都心改良事業		1,639,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 開発事業収益	19,195,000千円
第1項 営業収益	14,744,999千円
第2項 営業外収益	4,449,991千円
第3項 特別利益	10千円
収入合計	19,195,000千円

支出

第1款 開発事業費用	6,626,000千円
第1項 営業費用	5,941,000千円
第2項 営業外費用	684,990千円
第3項 特別損失	10千円
支出合計	6,626,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,184,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

## 収入

第1款 資本的収入	6,000千円
第1項 雑収入	6,000千円
収入合計	6,000千円

## 支出

第1款 資本的支出	19,190,000千円
第1項 埋立事業費	13,269,000千円
第2項 投資	5,921,000千円
支出合計	19,190,000千円

## (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
一般管理事業	令和9年度～令和10年度	452,000千円
埋立造成事業	令和9年度～令和10年度	5,557,000千円
埋立改良事業	令和9年度～令和10年度	4,201,000千円
埋立諸事業	令和9年度	223,000千円
臨海副都心建設事業	令和9年度～令和10年度	3,117,000千円
臨海副都心改良事業	令和9年度	1,170,000千円
臨海副都心諸事業	令和9年度	493,000千円
合 計		15,213,000千円

## (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は10,000,000千円と定める。

## (他会計からの補助金)

第7条 福祉インフラ整備事業負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は19,980千円である。

## (たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は25,000千円と定める。

## 令和8年度東京都港湾事業会計予算

## (総則)

第1条 令和8年度東京都港湾事業会計予算は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 港湾施設管理運営事業	
荷役機械	3基
上屋	32棟
貯木場	904,747㎡
2 主要な建設改良事業	
港湾施設整備事業	828,965千円
港湾施設改良事業	346,035千円

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収入

第1款 港湾事業収益	5,084,000千円
第1項 営業収益	4,318,000千円
第2項 営業外収益	765,990千円
第3項 特別利益	10千円
収入合計	5,084,000千円

## 支出

第1款 港湾事業費用	4,885,000千円
第1項 営業費用	4,643,000千円
第2項 営業外費用	241,990千円
第3項 特別損失	10千円
支出合計	4,885,000千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,142,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

## 収入

第1款 資本的収入	33,000千円
-----------	----------

第1項	長期貸付金返還金	23,525千円
第2項	雑収入	9,475千円
	収入合計	33,000千円
支出		
第1款	資本的支出	1,175,000千円
第1項	建設改良費	1,175,000千円
	支出合計	1,175,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
管理運営事業	令和9年度	558,000千円
港湾施設整備事業	令和9年度	250,000千円
港湾施設改良事業	令和9年度	866,000千円
合計		1,674,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は1,300,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 児童手当負担金として、一般会計から補助を受ける金額は600千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は3,000千円と定める。

令和8年度東京都交通事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度東京都交通事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事業別	期首在籍車両数	年間走行距離	年間輸送人員	一日平均輸送人員
自動車運送事業	1,449両	42,488千km	236,215千人	647,164人
乗合	1,444両	42,350千km	236,046千人	646,701人
貸切	5両	138千km	169千人	463人
軌道事業	33両	1,461千km	19,235千人	52,699人
新交通事業	100両	8,122千km	36,018千人	98,679人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款	自動車運送事業収益	49,275,000千円
第1項	営業収益	46,719,000千円
第2項	営業外収益	2,556,000千円
第2款	軌道事業収益	6,935,000千円
第1項	営業収益	3,390,000千円
第2項	営業外収益	3,545,000千円
第3款	新交通事業収益	8,651,000千円
第1項	営業収益	7,291,000千円
第2項	営業外収益	1,360,000千円
	収入合計	64,861,000千円

支出

第1款	自動車運送事業費	51,391,000千円
第1項	営業費用	48,980,000千円
第2項	営業外費用	2,391,000千円
第3項	特別損失	20,000千円
第2款	軌道事業費	7,364,000千円
第1項	営業費用	3,856,000千円

第2項 営業外費用	3,508,000千円
第3款 新交通事業費	9,826,000千円
第1項 営業費用	8,310,000千円
第2項 営業外費用	1,516,000千円
支出合計	68,581,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,712,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。）

収入

第1款 自動車運送事業資本的収入	6,137,000千円
第1項 企業債	6,019,000千円
第2項 一般会計補助金	13,025千円
第3項 財産収入	45,600千円
第4項 雑収入	59,375千円
第2款 軌道事業資本的収入	621,000千円
第1項 企業債	621,000千円
第3款 新交通事業資本的収入	708,000千円
第1項 企業債	567,000千円
第2項 一般会計出資金	141,000千円
収入合計	7,466,000千円

支出

第1款 自動車運送事業資本的支出	11,011,000千円
第1項 建設改良費	6,209,000千円
第2項 企業債償還金	4,802,000千円
第2款 軌道事業資本的支出	1,811,000千円
第1項 建設改良費	621,000千円
第2項 企業債償還金	1,190,000千円
第3款 新交通事業資本的支出	1,356,000千円
第1項 建設改良費	708,000千円
第2項 企業債償還金	648,000千円

支出合計 14,178,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
自動車改良事業	令和9年度～令和10年度	10,256,000千円
軌道改良事業	令和9年度～令和10年度	1,281,000千円
軌道補修事業	令和9年度～令和10年度	167,000千円
軌道受託工事	令和9年度～令和10年度	7,438,000千円
新交通改良事業	令和9年度～令和13年度	14,411,000千円
新交通補修事業	令和9年度～令和11年度	1,682,000千円
新交通受託工事	令和9年度～令和10年度	3,093,000千円
合計		38,328,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的及び限度額
  - 建設改良事業 7,207,000千円
- 2 起債の方法
  - 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。
  - 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
- 3 利率
  - 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内
- 4 償還の方法
  - 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
- 5 その他
  - (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
  - (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
  - (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。  
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
  - (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は15,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は1,342,025千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は352,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種類	名称	数量
車両	乗合自動車	78両

令和8年度東京都高速電車事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度東京都高速電車事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 期首在籍車両数	1,212両
2 年間走行距離	126,467km
3 年間輸送人員	1,010,236千人
4 一日平均輸送人員	2,767,770人
5 主要な建設改良事業 大江戸線環状部施設買取	20,000,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 高速電車事業収益	184,531,000千円
第1項 営業収益	167,218,000千円
第2項 営業外収益	17,313,000千円
収入合計	184,531,000千円

支出

第1款 高速電車事業費	181,006,000千円
第1項 営業費用	170,285,000千円
第2項 営業外費用	10,721,000千円
支出合計	181,006,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額81,340,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 高速電車事業資本的収入	37,187,000千円
第1項 企業債	20,000,000千円
第2項 一般会計出資金	13,893,000千円
第3項 国庫補助金	1,559,954千円

第4項	一般会計補助金	1,733,283千円
第5項	雑収入	763千円
	収入合計	37,187,000千円
支出		
第1款	高速電車事業資本的支出	118,527,000千円
第1項	建設改良費	73,300,000千円
第2項	企業債償還金	31,931,000千円
第3項	投資	13,266,000千円
第4項	雑支出	30,000千円
	支出合計	118,527,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
地下鉄改良事業	令和9年度～令和12年度	79,700,000千円
地下鉄補修事業	令和9年度～令和12年度	14,117,000千円
地下鉄受託工事	令和9年度～令和10年度	4,143,000千円
合計		97,960,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

## 1 起債の目的及び限度額

地下鉄改良事業	18,679,000千円
地下鉄特別債	1,321,000千円
合計	20,000,000千円

## 2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

## 3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

## 4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

## 5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は46,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 地下鉄建設費補助金等として、一般会計から補助を受ける金額は6,895,283千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は3,478,000千円と定める。

令和8年度東京都電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度東京都電気事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 出力	36,500kW
2 年間販売電力量	109,894MWh
3 一日平均販売電力量	301,079kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益	1,787,000千円
第1項 営業収益	1,735,000千円
第2項 営業外収益	52,000千円
収入合計	1,787,000千円

支出

第1款 電気事業費	1,713,000千円
第1項 営業費用	1,549,000千円
第2項 営業外費用	164,000千円
支出合計	1,713,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

支出

第1款 電気事業資本的支出	80,000千円
第1項 建設改良費	80,000千円
支出合計	80,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電改良事業	令和9年度	370,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 児童手当負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は3,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は100千円と定める。

## 令和8年度東京都水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度東京都水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間配水量	1, 545, 045, 000 m <sup>3</sup>
2 一日平均配水量	4, 233, 000 m <sup>3</sup>
3 給水件数	8, 354, 000 件
4 主要事業	
水源及び浄水施設整備事業	32, 400, 000 千円
送配水施設整備事業	155, 600, 000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	398, 021, 000 千円
第1項 営業収益	378, 428, 000 千円
第2項 営業外収益	19, 593, 000 千円
収入合計	398, 021, 000 千円

支出

第1款 水道経営費	395, 285, 000 千円
第1項 営業費用	377, 610, 000 千円
第2項 営業外費用	17, 675, 000 千円
支出合計	395, 285, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額88, 300, 000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	86, 279, 000 千円
第1項 企業債	75, 645, 000 千円
第2項 国庫補助金	1, 838, 000 千円
第3項 一般会計出資金	965, 000 千円

第4項 固定資産売却収入	116, 000 千円
第5項 その他資本収入	7, 715, 000 千円
収入合計	86, 279, 000 千円

支出

第1款 資本的支出	174, 579, 000 千円
第1項 建設改良費	152, 556, 000 千円
第2項 企業債償還金	22, 023, 000 千円
支出合計	174, 579, 000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道建設改良事業	令和9年度～令和12年度	187, 415, 000 千円
水道維持管理事業	令和9年度～令和12年度	11, 044, 000 千円
水道施設補修事業	令和9年度～令和11年度	100, 227, 000 千円
徴収事務委託事業	令和9年度～令和13年度	5, 259, 000 千円
受託事業	令和9年度～令和12年度	12, 414, 000 千円
合 計		316, 359, 000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額	
水道建設改良事業	66, 892, 000 千円
借換債	8, 753, 000 千円
合 計	75, 645, 000 千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は230,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は2,000,000千円と定める。

令和8年度東京都下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度東京都下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 下水道事業

- (1) 管渠管理延長 16,254,786m
- (2) ポンプ所年間揚水量 894,000,000m<sup>3</sup>
- (3) 年間処理水量 1,790,000,000m<sup>3</sup>
- (4) 料金徴収基準数 6,139,215件
- (5) 主要な建設改良事業  
下水道建設事業 240,000,000千円

2 流域下水道事業

- (1) 管渠管理延長 232,240m
- (2) ポンプ所年間揚水量 2,350,000m<sup>3</sup>
- (3) 年間処理水量 391,800,000m<sup>3</sup>
- (4) 主要な建設改良事業  
流域下水道建設事業 18,000,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 下水道事業収益 389,065,000千円
  - 第1項 営業収益 302,947,000千円
  - 第2項 営業外収益 86,118,000千円
- 第2款 流域下水道事業収益 44,488,000千円
  - 第1項 営業収益 29,841,000千円
  - 第2項 営業外収益 14,647,000千円
- 収入合計 433,553,000千円

支出

- 第1款 下水道管理費 378,575,000千円
  - 第1項 営業費用 365,260,000千円

第2項	営業外費用	13,215,000千円
第3項	予備費	100,000千円
第2款	流域下水道経営費	43,325,000千円
第1項	営業費用	42,941,000千円
第2項	営業外費用	384,000千円
	支出合計	421,900,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額156,593,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。）

収入

第1款	下水道事業資本的収入	227,446,000千円
第1項	企業債	160,024,000千円
第2項	一般会計出資金	3,034,000千円
第3項	国庫補助金	59,300,000千円
第4項	建設収入	98,769千円
第5項	その他資本収入	4,989,231千円
第2款	流域下水道事業資本的収入	18,391,000千円
第1項	企業債	2,455,000千円
第2項	一般会計出資金	359,000千円
第3項	国庫補助金	10,209,000千円
第4項	市町村負担金収入	5,314,000千円
第5項	代替地売却収入	19,000千円
第6項	その他資本収入	35,000千円
	収入合計	245,837,000千円

支出

第1款	下水道事業資本的支出	379,714,000千円
第1項	下水道建設改良費	292,000,000千円
第2項	企業債償還金	87,714,000千円
第2款	流域下水道事業資本的支出	22,716,000千円
第1項	流域下水道改良費	2,900,000千円

第2項	流域下水道建設費	18,000,000千円
第3項	企業債償還金	1,813,000千円
第4項	生活再建対策事業費	3,000千円
	支出合計	402,430,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設改良事業	令和9年度～令和12年度	275,652,000千円
下水道維持管理事業	令和9年度～令和11年度	1,813,000千円
下水道施設補修事業	令和9年度～令和10年度	20,154,000千円
下水道施設の撤去	令和9年度～令和10年度	6,153,000千円
流域下水道建設改良事業	令和9年度～令和12年度	44,438,000千円
流域下水道施設補修事業	令和9年度～令和10年度	2,740,000千円
合 計		350,955,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

下水道建設改良事業	139,869,000千円
流域下水道建設事業	2,455,000千円
借換債	20,155,000千円
合 計	162,479,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。  
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから掃置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それ

ぞれの起債限度額とする。

- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 雨水処理費等として、一般会計から補助を受ける金額は134,940,326千円である。

発行

東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号  
 一箇月 一五〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

